

区分	No.	Q	A
対象者	Q1-1	対象者について、詳しく教えてください。	補助対象者の主な要件は以下のとおりです。 1. 和歌山市の住民基本台帳に登録されている18歳以上の世帯主の方（申請受付日時点） 2. 申請受付開始日（令和7年4月14日（月曜日））以降に、次のとおり対象製品を買い替えた方（対象期間の考え方はQ2-1、Q2-2、Q2-3をご覧ください。） （1）和歌山市内の店舗で新品（未使用品）の対象製品を購入（市外の店舗・インターネット購入は対象外） （2）自ら購入し、自宅に設置（詳しくはQ1-4を参照） （3）買い替え前の同種類の製品を、家電リサイクル法に基づき排出
対象者	Q1-2	世帯主が申請した場合、配偶者の口座で補助金を受け取ることができますか。	世帯主以外の口座で補助金を受け取ることができません。
対象者	Q1-3	法人名義で申請することはできますか。また、法人名義で購入した製品は補助対象になりますか。	法人名義での申請はできません。 世帯主での申請であっても、法人名義で対象製品を購入した場合、補助対象となりません。
対象者	Q1-4	申請者が世帯主であって、必要書類に世帯主以外の氏名が記載されている場合、申請することはできますか。	申請書に記載されている氏名（口座名義人含む）は、原則、世帯主に限ります。 通帳又はキャッシュカード等の写しに記載の口座名義人も申請者（世帯主）と同一である必要があります。 その他の必要書類については、世帯主以外の氏名が記載されている場合、記載されている者が同一世帯であることを証明できる書類（住民票の写し）を追加で提出していただく必要があります。
対象者	Q1-5	二世帯住宅の場合、各世帯ごとに申請ができますか。	住民基本台帳に別世帯として登録されていれば、各世帯の世帯主が申請することができます。（各世帯ごとに、エアコン1台と冷蔵庫いずれか1台まで申請できます。）
対象期間	Q2-1	対象となる期間について、詳しく教えてください。	補助の対象となる期間は以下のとおりです。 （1）令和7年4月14日以降に対象の省エネ家電を購入すること （2）令和7年4月14日以降に買い替え前の家電を家電リサイクル法に基づき、排出すること （3）上記（1）で購入した製品の設置および（2）の排出の両方を行った後に、令和7年4月14日から令和7年7月13日までに、必要書類を市に提出すること（郵送の場合は必着）
対象期間	Q2-2	購入した日の考え方について、教えてください。	省エネ家電を注文した日（注文書等に記載の日付）または購入代金の支払い日のいずれか早い日が購入した日（レシートや領収書に記載の日付、手付金も含む）となります。
対象期間	Q2-3	買い替え前の家電を排出した日の考え方について、教えてください。	家電リサイクル券に記載の交付日（小売店で引き取ってもらった日、または指定引取所に自分で持ち込んだ日）となります。
対象製品	Q3-1	補助対象となる省エネ家電について、詳しく教えてください。	以下の製品が補助対象となります。（業務用機器は補助対象外です。） （1）家庭用エアコン（壁掛けタイプ）のうち、統一省エネラベル3つ星以上（2027年度目標）の製品 （2）家庭用電気冷蔵庫（冷凍機能のみの製品除く）のうち、統一省エネラベル3つ星以上（2021年度目標）の製品
対象製品	Q3-2	統一省エネラベルの星について、詳しく教えてください。	小売事業者表示制度で定められた多段階評価点です。星の数が多いほど、省エネ性能が高くなります。 購入する製品の星の数については、購入する店舗、もしくは「 省エネ型製品情報サイト 」をご確認ください。 省エネ型製品情報サイト（エアコン 目標年度2027）（外部リンク） 省エネ型製品情報サイト（電気冷蔵庫 目標年度2021）（外部リンク）
対象製品	Q3-3	申請台数の上限はありますか。	1世帯につき、エアコン1台と冷蔵庫いずれか1台まで申請できます。
対象製品	Q3-4	転居前に購入した省エネ家電は補助対象となりますか。	対象者の条件を満たせば、補助対象となります。 ただし、転入の場合、市外の前住所で、古い対象製品を家電リサイクル法に基づき排出した場合は対象となりません。
申請方法	Q4-1	申請方法について教えてください。	WEB、郵送または窓口にて必要書類を提出してください。 窓口は混雑する場合がありますので、可能な限りWEB申請フォームをご利用ください。
申請方法	Q4-2	申請期間について詳しく教えてください。	申請期間は令和7年4月14日から令和7年7月13日までとなります。 ※ 先着順とし、予算がなくなり次第、終了とします。（予算残額はホームページに掲載しています。） ※ 同日に予算額を上回る複数の申請を受け付けた場合は、抽選にて交付決定します。
申請方法	Q4-3	受付時間について詳しく教えてください。	申請方法により受付時間が異なります。 ・WEB：24時間（土日祝含む）申請可能です。 ・窓口：平日の午前9時から午後5時まで ・郵送：市役所への到着日が受付日となります。 ※市役所への土日祝の配達には行われていません。 ※土日祝日に予算額を上回った場合は、その日に受け付けたWEB申請のみで抽選を行います。
申請方法	Q4-4	WEBの場合、どのように必要書類を提出すれば良いですか。	以下のリンクから、WEB申請フォームに入力し、申請してください。 申請書以外の必要書類（領収書や通帳の写し等）については、写真を撮り、申請フォーム内の該当箇所に画像を添付してください。 ウェブ申請フォーム（外部リンク）
申請方法	Q4-5	メールでの申請は受け付けていますか。	メールでの申請は受け付けていません。オンラインでの申請を希望される場合は、WEB申請フォームを利用してください。
申請方法	Q4-6	郵送の場合、送付先はどちらですか。	申請書類を郵送する場合は、以下の宛先にお送りください。（申請期間内に必着とし、郵送料は自己負担になります。） 〒640-8511 和歌山市七番丁23番地 環境政策課 省エネ家電係
申請方法	Q4-7	窓口の場合、どのように申請すればよいですか。	市役所 本庁舎6階 環境政策課まで必要書類を持参してください。（事前に写しを作成してください。） 窓口にて提出書類の内容を確認します。時間に余裕をもってお越しください。
申請方法	Q4-8	世帯主以外が窓口申請書類を提出することは可能ですか。また、その場合は本人確認書類は必要ですか。	申請書が世帯主名義であれば、世帯主以外の方であっても申請を受け付けます。世帯主および窓口に来られた方の本人確認書類は必要ありません。
申請方法	Q4-9	補助金の交付が決定した場合、連絡はありますか。	必要書類に不備不足がないことを確認し、補助金の交付を決定した場合、交付決定通知書を申請者の住所に送付します。（申請状況によっては送付が遅れる場合があります。）
申請方法	Q4-10	申請書に不備がある場合は、どのようになりますか。	必要書類に不備があった場合、市から連絡します。不備により必要書類の追加や訂正があった場合は、必要書類がすべて揃った時点が受付日となります。（申請状況によっては連絡が遅れる場合があります。必要事項が記載されているか確認してから提出してください。）
補助額	Q5-1	補助額について、詳しく教えてください。	補助対象経費の2分の1の額について、5万円を上限額とし、千円未満を切捨てた額を補助金として交付します。

区分	No.	Q	A
補助額	Q5-2	申請期間内に予算がなくなった場合、補助金はどのようになりますか。	申請期間内であっても、予算がなくなり次第、終了となります。（予算残額はホームページに掲載しています。） ※ 受付は先着順とします。（市が必要書類をすべて受け取った時点が受付日となります。） ※ 同日に予算額を上回る複数の申請を受け付けた場合は、抽選にて交付決定します。
補助対象経費	Q6-1	補助対象経費について、詳しく教えてください。	補助対象経費は、対象製品の購入および設置にかかった費用（税抜金額）となります。 （古い製品の処分費用は含まれません。） 以下は対象となる費用と対象とならない費用の例です。 （１）対象となる費用 ・本体費用 ・対象製品の設置工事費（設置に必要な付属品の購入費用含む） ・対象製品の送料 ・古い製品の取り外し費用 （２）対象とならない費用の例 ・家電リサイクル料金（収集運搬料含む） ・販売店等の延長保証費用 ・購入および処分に要した交通費 ・設置に必要としない付属品の購入費用（床の傷つき防止材など）
補助対象経費	Q6-2	税込み額と税抜き額のどちらが、補助対象経費になりますか。	税抜き額が補助対象経費となります。
補助対象経費	Q6-3	家電リサイクル料金は、補助対象経費に含まれますか。	補助対象経費に含まれません。
補助対象経費	Q6-4	工事費は、補助対象経費に含まれますか。	対象製品の設置に関する工事費(取外し費用含む)及び配送料は補助対象経費に含まれます。 ただし、処分する家電のリサイクル料金及び運搬料は補助対象経費に含まれません。
補助対象経費	Q6-5	値引きされた場合、補助対象経費の計算方法について教えてください。	値引き後の額（税抜）が補助対象経費となります。
補助対象経費	Q6-6	ポイントを利用して対象製品を購入した場合、補助対象経費の計算方法について教えてください。	消費税等の課税対象額（領収書に記載される額の税抜き額にあたる）が補助対象経費となります。 以下のポイント利用時の補助対象経費の例です。 （１）お店独自のポイント等で本体価格等が値引きされた場合は、値引き後の額が補助対象経費となります。 （２）購入店舗外でも使用できるポイント等を合計額の支払いに利用した場合は、ポイント利用前の額が補助対象経費となります。
補助対象経費	Q6-7	対象製品の購入の際に、現金以外の支払い方法を利用した場合について教えてください。	以下の方法で支払った場合についても申請可能です。 （１）クレジットカード （２）キャッシュレス決済 （３）商品券
補助対象経費	Q6-8	対象製品の購入とは別に、製品の設置時等に追加で補助対象となる経費を支払った場合は補助対象経費に含まれますか。	補助対象経費に含まれます。追加分の領収書またはレシートの写しも添付してください。 ただし、申請後の補助対象経費の追加は認められません。
補助対象経費	Q6-9	レシート等の支払金額の内訳に補助対象経費以外の商品または経費が記載されている場合、補助対象経費の計算方法について教えてください。	「領収書やレシートの合計額（税抜）」から「補助対象経費以外の額（税抜）」を差し引いた額が補助対象経費となります。
購入	Q7-1	購入する店舗の条件について、詳しく教えてください。	和歌山市内に所在する店舗で購入した製品が対象となります。 ただし、領収書や保証書等の必要書類を発行できる店舗に限りです。
購入	Q7-2	対象製品をインターネットショップで購入し、和歌山市内の店舗で受け取った場合、補助対象となりますか。	補助対象となりません。 市内の店舗で購入したかは、領収書やレシート等で確認します。
購入	Q7-3	家電量販店のオリジナルモデルを購入した場合は補助対象となりますか。	販売店のオリジナルモデルであっても、Q3-1の基準を満たしていれば、補助対象となります。 詳しくは、購入する店舗、もしくは「省エネ型製品情報サイト」等をご確認ください。
購入	Q7-4	リサイクルショップ等で購入した中古品は補助対象となりますか。	リサイクルショップ等で購入した中古品は補助対象となりません。
購入	Q7-5	アウトレット商品として販売されている省エネ家電は補助対象となりますか。	新品（未使用品）であれば補助対象となります。
買い替え	Q8-1	エアコンを１台処分し、新たに冷蔵庫を１台購入する場合は補助対象となりますか。また、冷蔵庫を１台処分し、新たにエアコンを１台購入する場合は補助対象となりますか。	補助対象となりません。 種類の異なる家電への買い替えは対象外となります。
買い替え	Q8-2	冷凍庫の買い替えは補助対象になりますか。	補助対象となりません。 冷凍庫など冷凍機能のみの製品は対象外となります。
買い替え	Q8-3	冷凍庫を１台処分し、新たに冷蔵庫を１台購入する場合は補助対象となりますか。	補助対象となりません。 種類の異なる家電への買い替えは対象外となります。
買い替え	Q8-4	冷蔵庫を１台処分し、新たに冷凍冷蔵庫を１台購入する場合は補助対象となりますか。	補助対象となります。 冷蔵庫と冷凍冷蔵庫は同種類の家電となります。
リサイクル	Q9-1	市内の店舗で購入した対象製品を自ら持ち帰り、古い対象製品を自ら家電リサイクル法に基づき排出した場合は、補助対象となりますか。	補助対象となります。 ただし、家電リサイクル券(控え)等の必要書類をそろえて、Q2-1の期間中に申請することが条件となります。
リサイクル	Q9-2	自宅にある古い対象製品をリサイクルショップ等で買い取ってもらい、新たに対象製品を購入する場合は補助対象となりますか。	補助対象となりません。 申請者が処理費用を支払い、家電リサイクルとして引き渡した場合以外は対象となりません。
リサイクル	Q9-3	自宅にある古い対象製品を無料回収で引き取ってもらい、新たに対象製品を購入する場合は補助対象となりますか。	補助対象となりません。 申請者が処理費用を支払い、家電リサイクルとして引き渡した場合以外は対象となりません。
リサイクル	Q9-4	自宅にある古い対象製品を友人に引き取ってもらい、新たに対象製品を購入する場合は補助対象となりますか。	補助対象となりません。 申請者が処理費用を支払い、家電リサイクルとして引き渡した場合以外は対象となりません。
設置	Q10-1	店舗等、自宅と異なる住所に設置した場合は、補助対象となりますか。	補助対象となりません。 購入する製品の設置場所、および家電リサイクル法に基づき排出した製品が共に自宅の場合のみ補助対象となります。
設置	Q10-2	店舗兼併用住宅に設置した場合は、補助対象となりますか。	家庭用として居住部に設置する場合は、補助対象となります。
設置	Q10-3	本補助金の交付を受けた対象製品を、住所の異なる他人に譲渡してもよろしいですか。	６年を経過するまでに、市長の承認を受けずに、交付の目的に反して使用または譲渡、交換、貸し付け、担保に供することを禁止しています。（申請者が補助金等の全部に相当する金額を市に納付した場合を除きます。）
提出書類	Q11-1	申請書はどこで入手できますか。	市ホームページからダウンロードしていただくことができます。また、市役所本庁舎 １階総合案内、６階環境政策課でも設置しています。
提出書類	Q11-2	領収書や保証書、家電リサイクル券は原本を提出しても良いですか。	必ずコピーして、お送りください。提出書類（原本を含む）の返却は致しかねます。
提出書類	Q11-3	領収書の写し等の作成方法に決まりはありますか。	何の書類かを判別でき、記載事項が鮮明に読み取ることができれば、印刷方法や撮影方法は問いません。

区分	No.	Q	A
提出書類	Q11-4	補助金の振込先として使える金融機関の口座を教えてください。	国内の金融機関（ゆうちょ銀行含む）の普通預金または当座預金の口座であれば、振込先として利用できます。
提出書類	Q11-5	領収書またはレシートの写しには何が記載されていけば良いのですか。	領収書またはレシートには以下の項目が記載されている必要があります。 （１）購入日 （２）購入店（店舗名含む） （３）購入した製品名 （４）支払金額の内訳（本体価格、設置工事費、値引額等が分かるもの）
提出書類	Q11-6	レシートや領収書を紛失した場合、どうすればいいですか。	販売店で、Q11-6の必要事項が書かれた購入履歴等の書類の発行をご相談ください。（販売店にて必要事項が書かれた書類を発行できない場合は、ホームページの購入証明書を持参し、記入をご相談ください）
提出書類	Q11-7	メーカー発行の保証書の写しには何が記載されていけば良いのですか。	メーカー発行の保証書には以下の項目が記載されている必要があります。 （１）申請者の氏名 （２）申請者の住所 （３）保証開始日 （４）対象製品の型番 （５）対象製品の製造番号 ※保証書と一緒に保管すべき販売店が発行した書類がある場合は、その写しも添付書類として提出してください。
提出書類	Q11-8	メーカー発行の保証書を紛失した場合、どうすればいいですか。	代替となる書類（型番が記載されている家電量販店の延長保証書等）がある場合は、その写しを提出してください。 代替となる書類がない場合は、購入時のレシートや領収書（購入日、購入店がわかるもの）をもって、販売店へ再発行をご相談ください。
提出書類	Q11-9	設置場所が分かる書類とはどのようなものですか。	以下の項目が記載されている納品書、設置完了書等の写しを提出してください。 （１）申請者の氏名 （２）設置または納品先の住所（申請者の住所と同一のもの） （３）購入日または設置日
提出書類	Q11-10	市内の店舗で購入した対象製品を自持ち帰り、自分で設置したのでQ11-9のような書類がない場合は、どのように申請すれば良いのですか。	設置状況のわかる（対象製品の全景）写真及び、対象製品に記載された型番と製造番号のわかる写真を撮って、設置場所を記載の上、提出してください。
提出書類	Q11-11	設置場所が分かる書類を紛失した場合、どうすればいいですか。	Q11-9の必要事項が書かれた書類の再発行等を、販売店等にご相談ください。（販売店にて必要事項が書かれた書類を発行できない場合は、ホームページの設置場所に関する報告書を持参し、記入をご相談ください） または、設置状況のわかる（対象製品の全景）写真及び、対象製品に記載された型番と製造番号のわかる写真を撮って、設置場所を記載の上、提出してください。
提出書類	Q11-12	提出した必要書類の原本は保管する必要がありますか。	提出した書類の原本は令和14年3月31日まで保管してください。
その他	Q12-1	他の補助金との併用はできますか。	他の補助金との併用はできません。 国費が充当されているため、対象が重複する国補助金等との併用はできません。